

安全だより

令和5年度 第4号
発行 令和6年3月

本部事務局 Tel.079-291-4000
香寺連絡所 Tel.079-232-7600
夢前連絡所 Tel.079-336-1600

URL : <https://www.himeji-sjc.or.jp/>
安富連絡所 Tel.0790-64-8525
家島連絡所 Tel.079-325-0311

★ 安全就業の取り組みについてのお願い

理事長 高島隆三郎

立春から一ヶ月となり、梅の花も満開で、ようやく春の兆しが見えてきました。

さて、会員の皆様には、各所での就業お疲れ様でございます。また、日頃から安全就業に努めていただいていることに感謝申し上げます。しかしながら、姫路のセンターは兵庫県内において、傷害事故、賠償事故ともに事故が多いセンターとして有名になってしまっております。せっかく老後を働きながら生きがいを持って暮らそうと思っているなかで、怪我をする、軽傷ならまだしも、入院までに至る重傷となると、ご本人はもとよりご家族の落胆は想像に難くないものがあります。また、シルバー人材センターが掛けているシルバー保険も事故が増える度に掛け金も値上がりして、センターの収益を圧迫する結果になっています。

派遣の仕事は、労働基準監督署の管轄下で厳しい安全指導がなされますが、請負はすべてが自己責任となり、シルバー保険が最後の砦です。皆さんの仕事で草刈り、剪定に限らず、あらゆる仕事について民間の専門の会社がやっている場合には、事故発生率が極端に低い事実があります。民間の会社では、組織的に安全対策を徹底してやっていることを承知しております。片やシルバーは個人事業主ということですので自己責任であります。事故の原因が、加齢によるバランス感覚の低下、注意散漫といった肉体的原因とヘルメット未着用など本来の安全就業規定から外れた就業の仕方をやっている等、この二つが原因の大半となっています。発注者との合意の上で、天候においては、傾斜部での草刈り作業は雨天ではやらないとか、積雪の日には外出を自重するといった年齢に合った自己防衛とともに、会員同士がヒヤリハット運動のようなもので不安全行動をお互いに牽制しながら、事故防止に努めていただきたいと思います。

県内の無事故記録（傷害事故）では、令和5年12月現在、現在進行中で美方郡広域シルバー人材センターが817日、養父市シルバー人材センターは660日です。姫路市は今年度2月末現在で28件の事故があり、無事故記録の最高が36日です。「安全はすべてに優先する」という精神で怪我のない1年を過ごしていただきたく心からお願いいたします。

★ 無事故日数について

事故防止の意識向上を図るため、傷害事故の無事故日数90日以上を目指します！

事故を減らすには、会員の皆様の一人一人の安全に対する意識が重要です。引き続き、安全対策に注意を払われるよう、よろしくお願いいたします。

起算日 令和6年3月 日
無事故日数 日（令和6年3月 日現在）

★ 事故発生状況について

令和6年2月末現在の事故発生件数は下記のとおりです。傷害・賠償共に増加しています。事故減少を目指しましょう。

〔傷害事故〕 (令和5年度は2月末現在)

就業形態	令和4年度	令和5年度
移動中（交通事故等）	6	12
家事	1	1
草刈・除草等	4	0
植木剪定中	1	1
清掃中	5	6
その他屋内作業中	3	4
その他作業中	0	4
計	20	28

事故形態	令和4年度	令和5年度
転倒	1	7
墜落・転落	3	3
切れ・擦れ	4	0
挟まれ・巻き込まれ	0	2
激突	0	1
激突され	1	0
動作の反動・無理な動作	2	0
交通事故	6	12
（蜂等に）刺され	2	2
火傷	0	1
熱中症	1	0
計	20	28

〔賠償事故〕 (令和5年度は2月末現在)

就業形態	令和4年度	令和5年度
移動中（交通事故等）	1	3
家事	2	1
草刈・除草等	10	13
植木剪定中	0	3
清掃中	1	3
その他屋内作業中	0	1
その他作業中	0	0
計	14	24

（裏面に続く）

★ 事故に対する注意点について

交通安全について

就業・帰宅途中には交通事故に遭わないように気を付けましょう。

交通法規を順守し、普段からより安全と考えられるルートを通るよう検討したり、天候等によって出かけることが危険と感じる場合は無理に就業しないなどを心掛けて下さい。

〔徒歩〕

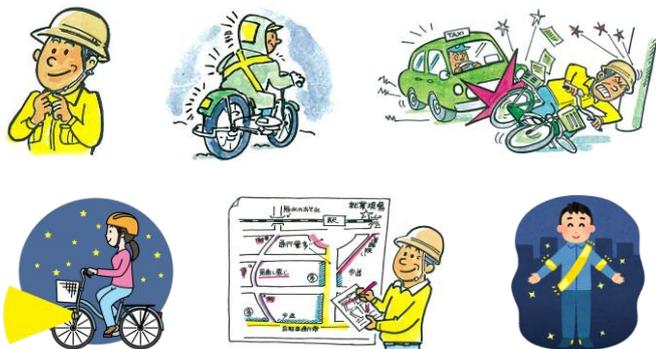
- ① 出来るだけ歩道を歩く。
- ② 明るい色の服を着用する。
- ③ 安全タスキ等を着用する。
- ④ 路面の凍結に注意する。

〔自転車〕

- ① 自転車用ヘルメットを着用する。
- ② 早めにライトを点灯する。
- ③ 自転車には反射材を装着する。
- ④ 明るい色の服を着用する。
- ⑤ 安全タスキ等を着用する。
- ⑥ 降車の際は、ハンドルが思わぬ方向に曲がらぬよう、しっかりと保持する。
- ⑦ 転倒事故が発生しそうな場所に駐輪しないよう、事前に駐輪場所が安全かを確認する。
- ⑧ 段差を横切の際は、角度を取って進むか、事前に自転車を降りて進む。
- ⑨ 交差点では、一旦停止後に必ず目視で左右確認をして横断する。

〔自動車（単車）〕

早めにライトを点灯する。



清掃中の事故について

清掃中の事故に対する注意を払いましょう。

- ① 作業中や現場内の移動中は、周囲の段差等の有無を確認し、つまずいたり、踏み外したりしないよう注意を払う。
- ② 作業後のゴミ袋等の重量物を運搬する際は、片手で持たずに両手で持ち、体のバランスを崩さないよう注意を払う。
- ③ 移動中に溝等がある場合、その上を跨がずに、迂回して移動する。
- ④ 台車等を利用する場合、路面の窪み等の有無をよく確認し、車輪を取られないようにする。

- ④ 高低差のある箇所で作業をせざるを得ない場合、極力、後方への移動を避ける。
- ⑤ 高低差のある箇所から降りる場合、飛び降りずに腰を下ろしてから降りるなど、着地時にバランス崩さないようにする。



草刈中の事故について

草刈機使用中の石跳ね事故は、全体に占める割合が高い状態であり、令和5年度に発生した8件の内、5件で防護措置がなされていませんでした。

作業箇所から20m以内に自動車や建物がある場合、防護ネットを刈払機から1m以内に設置し、飛散物を防ぐことができる方向に設置して下さい。

ナイロンコードカッターは原則使用禁止です。

また、作業会員同士の距離は5m以上（出来れば10m以上）開け、作業会員と他の人の距離は10m以上開けて下さい。



『全シ協 安全就業スローガン』
安全は 無理せず 焦らず 油断せず